

第24期第19回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年1月5日(水曜日) 13:30~15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤愼吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治
第8番	藤田隆		

(3) 欠席委員 2人

農業委員	第10番	古川一豊
推進委員	第5番	小野義尚

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤田 和 則	主 幹	近藤 明 美
農地係 長	松本 聡	農政係 長	谷口 恭 子
主 任	井上 貴 清	会計年度任用職員	齊藤 麻 里

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 JAえひめ未来の産直市について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

改めまして明けましておめでとうございます。本年もよろしくお申し上げます。コロナ感染拡大の影響でいろいろありましたが、コロナもだいぶ落ち着いてきて令和4年はいい年になって来るのではないかと、皆様期待していたと思うのですが、年末から西条市で鳥インフルエンザが発生して、今、市の職員も応援に行かれていますと、心配した中で27.8万羽いると、今治市も発生していると、香川県の方でも発生したということで、コロナ感染拡大についても落ち着いてきたところが、オミクロンが発生して愛媛県でも昨日3名の方が感染されていると、実際はオミクロンかどうかは分からないところですが、そういった中で皆さんお互いに気を付けていただいて、これからも農業委員会の活動に御尽力いただきたいと思っております。

それでは、ただいまから第19回新居浜市農業委員会総会

を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「JAえひめ未来の産直市について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田 健太郎委員と宇野 賀津美委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤主幹

議案第1号につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予適格者証明願で、第1番の1件でございます。

2ページを御覧ください。

第1番、西喜光地町、田1筆、畑1筆、面積計1,447平方メートル、相続人は、松山市祝谷町一丁目在住、(1-1)さんです。被相続人は、西喜光地町(1-2)さんです。証明内容といたしましては、続柄は長男、別居、相続開始年月日は、令和3年3月25日です。御審議のほどよろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「令和4年第1号農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画（案）について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号につきましては、新居浜市から送付がありました令和4年第1号農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画（案）でございまして、当該計画（案）に対する決定の依頼があり、議題に供するものでございます。

内容といたしましては、田6筆、合計面積5,078平方メートルでございます。

4ページ及び5ページのうち、5ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、1番及び2番が（2-1）さん、3番から6番までが（2-2）さんでございます。

内訳は、期間3年間で2筆、期間5年間で4筆、利用権の種類等は、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、全部効率利用要件及び常時従事要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

なお、利用権の設定を受ける者の設定前後の総面積は、5ページ下段の表のとおりでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から6番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

5ページの下の方の（2-1）さんの設定後の面積なんで

すけど、自作地が421平方メートルに対して、借入地が35,271平方メートルになっているのですが、これは別に問題ないのですが、先のことで心配事がありそうなので質問させていただきたいのですが、中間管理事業によって借りた土地でトラブルが発生した場合に、農業委員は何か関わるというようなことになるのでしょうか。普通の貸し借りなら農業委員が仲介でやった場合はある程度責任を持たなくてはいけないと思っているのですが、中間管理機構が入った場合は私どもが知らない間に貸し借りが決まって、その土地にトラブルが起きるといような人がいたら農業委員としては何か責任があるのでしょうか。

松本農地係長

まず、中間管理事業というのが農業委員会とは直接関係がなくて、新居浜市と中間管理機構とのお話でこういう設定があります。農業委員会に対してはその設定の内容についてこれでいいですかという決定を求められているだけなので、これに対してもし何かがあったから農業委員が出ていくというようなことはないというように理解しております。

藤田（健）委員

一応、農業委員は中間に入った場合は責任はないのだけれども、地元から見たら農業委員がいて土地をこういうように、今回、基本台帳をした時に貸したい、借りたい、のところもあって、それからこれが発生しているので、言われた場合は知りません、関係ないと突っぱねるというのもできるのでしょうかね。そういう火種があるわけで、もう一人中間管理機構で借りている人がいるんですよ。その面積に対して労働力が1人なんです。だから1人でこれだけの面積を今から借りてやっていると、やはりどこかで問題にはなっていないけれど、火種はあるんです。

藤田会長

今、藤田（健）委員が言われるように、これはたまたま中間管理事業の中の農林水産課から上がってきて、これはどうですかというようなことなのですが、普段の利用権の設定の中でもあるのですが、労働力が書いてあって、これでしていますよとなった時にこれでいいのか、労働力でこれだけの

面積を例えば稲作であればできていたり、あと畑となって季節野菜、里芋が多いのですが、それだけではなくてこれでもいいのですかというようなことを、今までの毎月の農地の会で疑問に思うことがあっても皆さん何も質疑もされない、今回初めて普段から心配していたことが、意見がないのかなど思っていたことを藤田（健）委員が言ってくださったので、その時、私がこうですよというようなことは、私は議案の提案者ですから言えませんので、それをいろいろ心配していたのですが、今回の場合は農業委員は直接関わりはないのですが、地域によってそれはおかしいよねと、その時に難しいねということはあるのです。もうちょっと計画を出してほしいとか、何でも意見を言っていただかないと3条はここで決まりますからね、4条、5条になるとそれから県の方に行きますけど、3条にかかるものはここで決まりますので、その辺のところについて、その議決権が19名の農業委員で、14名の推進委員は議決権はないのですが、意見などを出してお尋ねをしていただきたい。

藤田（健）委員

要は、農業委員に対してクレームを言われた場合に農業委員会にそのクレームを相談を持ってきても良いか、悪いか、先程の話のように、関係ないよと、農業委員会に持ってきても困るよとならないのか私は心配しております。

松本農地係長

相談については農地の相談ですので相談をしていただいて全然構わないと思うんです。あまり突っ込んだ話になると、あくまでも新居浜市と中間管理機構の間の事業計画の内容を決めた上で、農業委員会に上ってきている案件になりますので、農業委員会が中心にはなれないですけど、市の方と一緒に考えていくことかと思っております。

藤田（健）委員

一つはっきりしてほしいのは、今、新居浜市といたしました新居浜市のどこになるのですか。

松本農地係長

農林水産課になります。

藤田（健）委員

この問題が起きた時は直接うちは関係ないんだけど、農林水産課の方へ言ってくれというようなことをいってもい

いのでしょうか。

松本農地係長

それは、構わないし、委員さんが直接承って持ってきてもらってもそれは構わないと思います。

藤田（健）委員

直接受けると難しいですよ。内容が何も分からないのに。

松本農地係長

それは、判断してもらっていいと思います。

藤田（健）委員

今から先の話ですが、ありがとうございました。

藤田会長

はい、片上委員。

片上委員

皆さんが心配されるようなことは管理機構と契約する時に事前に農林水産課も話を詰めているんでしょ。これは別に問題ないということになると思うのですが。

藤田会長

話は詰めているのですが、詰めてここに上がってくるのですが、皆さんも心配されるようにこれだけの耕作能力とかそれだけの中で、こんなに面積があってもできるのかというようなことも含めて、意見を決定する前に確認のために出すというのも流れの一つで、問題が起きた時には中間管理事業については、農林水産課と農業委員会とは全く一緒ではなくて、問題が起きれば一緒に解決に向けて行かなくてはいけないと思いますが、直接は農林水産課と契約者の話になっておりますので、全く知らないということではないですけど、松本農地係長が今、申し上げたとおりなのですけど。

片上委員

本来であれば皆さんが心配されることについては農林水産課も農業委員さんと推進委員さんにお尋ねとかそういう話は全くないのですかね。

松本農地係長

中間管理事業事態の手続の中ではそれは入っていないようですね。

片上委員

完全に可能ということで農林水産課はオッケーしているということですね。我々は心配しなくてもよいということですね。

藤田会長

はい、村上委員。

村上委員

今、労働力と言ったのですが、ここにはそういったことは書いてないですよ。地元でたまたま知っていたから心配しただけで、我々はイエスしかないそういったのはどうなっ

ているのですか。

松本農地係長

労働力の話であつたりだとか、労働時間とか農機具の関係の計画は農林水産課と中間管理機構の間の書類の中のやり取りで決定ということであるから、ここにそのまんま農業委員会の方の決定として、また意見を伺いたいという話なのです。なので、農業委員会としてはちゃんと労働力とかをきちっとできているというのが前提になっての議題がここに上がってきていますので懸念があるようでしたら当然、農業委員会に諮った結果こういう懸念が委員からはありましたと伝えることは全然大丈夫だと思います。

藤田会長

はい、田坂委員。

田坂委員

それであれば、情報を提供してもらわなければ、そういうことも考えられないでしょ。農業委員会ですら、情報を共有しないといけないのではないですか。そうじゃないとここで審議、決定など判断できないではないですか。

藤田会長

この数字が情報にしかならない。

田坂委員

先程、皆さんが言われたようにより具体的な内容が分からない場合、我々は決断できないではないですか。この会議で判断できるだけの情報がなければ判断できません。極端な話、市の農林水産課で決定したからと、ここではいと、そんな話ないじゃないですか。これ、決議事項でしょ。ある程度、情報提供がなければおかしいです。

藤田会長

今までの利用権の設定についても全て数字の上だけの報告で皆さん方が異議なしと言って上がってきている。

田坂委員

これは、情報がないから分からないからオッケーでしょ。そんな会議はあまり意味がないと思います。

藤田会長

情報がないから、ただこれだけの数字が出ていて、これだけ耕作しますよというようなことで上がってきていますから。それで、分からないからオッケーということではいけません。

田坂委員

実際に情報提供がないと分からないではないですか。

藤田会長

所有権移転とか利用権とかは別の調査書がついて、そして

皆さんが審議をされてそこで徹底していると。今回は、中間管理機構の分ですから、ただそれがなくて数字だけ上がってきている。そこに、耕作は何だというと、大体は水田ということで、後は季節野菜というようなことで、その中で皆様方にいろいろ審議をしていただいて決定しておると、今まで一切内容確認等についても意見がなかった。

田坂委員

なかったといっても、そういうような情報提供がないから。

藤田会長

意見、質問がなければ皆さん了解のうえで決定されていると、異議ございませんというようなことで、それでは決定させていただきますというようなことで、こちらで確認をしておりますから、その時に内容を確認させてほしいと意見があれば事務局の方から言いますけど、何もありませんからそのまま進んでいったというのが状況です。

片上委員

例えば、何人かが心配されておる懸念があるということであればこれを議決しなければいいんですよ。その辺をはっきりしてくれと、誰が見てもこんなのできるわけがないと懸念されとったらこうなったので、必ずしも議決を求めるといふ、承認しなければいいんですよ。内容をもう一回説明してくれと、そういうことができないことはないでしょ。

藤田会長

労働力とか、常時できるのと、季節的に人を入れてされております。収穫時期に人を入れて作業をしているというような方もおります。その中には常時ではないので含まれていないと思います。普段からこういうようなものが上がってきている、できるのか、有害獣の防護に対するその辺はどうかとか、あまり今まで言われてこなかったもので、皆さんがよく意見を出したのはソーラーパネルの設置については意見、質問等はありませんでしたが、農地法以外での心配な点、ここでは農地法に関するこれが転用されることによって周辺農地にどういった影響を及ぼしてそういったことならできないと、それは無理だというようなことはできますが、それ以外のキラキラして眩しいとかは農地法に関することではないので、

今まで心配されていたのは、一切確認事項等については意見が出ていなかったというのはこの最近の流れです。今回、意見等が出てきてよかったと、(2-1)さんであったり、(2-2)さんであったり結構面積を耕作されているので、その時にそれだけできるのかと、皆様も経験がありますから、1人でとか3人くらいでどうなのかなと、あと、野菜になる里芋などになると期間は長いのですが、露地野菜になるとなかなか大変だろうというようなことが皆さん経験があるから心配されよるので、そういったことについても確認されると。今回、農林水産課と事業者との話で大丈夫ということで上がってきたものになるので、もし、私達は心配だからもう少し待ってくれと、調査をし直さないといけないということだあってあり得るかもわかりません。最終的にこちらで判断されるということになります。はい、藤田(健)委員。

藤田(健)委員

私が一番聞きたかったのは、基本台帳の調査に入って、その時に貸したいという方々の土地をチェックしマッチングに繋げていく、それは農業委員会が資格、その台帳で中間管理を使用するかを決めるのは農林水産課で決めると思うのです。決める時には一切この人には関係ないので、その決めたところでトラブル解消はしてくれるのですよねというのが一番の疑問だったんです。周辺の農地とのトラブルがあった場合が心配なのです。トラブルを言ってくる方は、この当事者ではなくて周辺の農地の方なのでその人達というのは農業委員にいうしかないんですよね。だから、その時にその話をここへ持ってきて構いませんかと、ただし、責任のないただの伝言だけになるのですが、そういうことなんです。無責任になるかもしれませんが。

藤田会長

ここで、3条で利用権の設定等で地域との調和要件とかそれぞれのとこで、農業委員、推進委員が行って調査して報告をしてくれたら事務局が説明して、後の補足説明についてそのようなことも、農林水産課も事業者といろいろ話をされてこちらの方に上がってきているということですので今の状

態は。それでも、いろいろ問題があった時に藤田（健）委員が心配されるのは、トラブルを言ってくるのは私達のところに言ってくると、こちらで土地の調査した分も含めて借りたい人とか、誰かが口を聞いたりしてそこで、農林水産課の方へ出して中間管理事業の対象になっていくんじゃないかなと思います。農業委員会はここで初めて中間管理機構にいきますよという報告で、皆様にこういうことになりますがこれでよろしいですかということです。トラブルが起きたら当人同士で、全て知らないというわけではないですけど、私はいつも申し上げますように一番最初にしっかりしているかどうか、ソーラーパネルの設置について改良区ときっちりと話をしておいてくださいというのが基になりますので。

藤田（健）委員

この問題は特に中間管理の契約上の問題なんかはないのですか。問題を我々に言ってくるのは当事者ではなく、周辺の人達がクレームをつけてきた場合にここへクレームを相談に来てもいいですか。

藤田会長

それは、出していただいて事務局は農林水産課の方へ行って、こういうクレームがあるから対応してほしいと。はい、塩見委員。

塩見委員

決議案ということではないですか。今の話を聞いたら農林水産課と中間管理で借って、中間管理機構で決定するではないですか。それをここに入れるということは決議ではなくて報告書みたいなものではないですか。

松本農地係長

中間管理機構と新居浜市でという話ですけど、新居浜市と中間管理機構の方で貸したい人と借りたい人の調整をするんですよね。その調整が整う時の段階としてさっき原稿を読ませてもらったのですが、新居浜市の基本構想に適合するというのをいったのですが、新居浜市の基本構想の中に労働力の話しであったり、お互いの契約の内容だったり、議案に書いてある何年借りるとか、そういった要素が既に含まれているのです。あと、今までの実績とか、今まで全部効率的にちゃんと耕してますよとか、常時農業に従事していますよと

か、そういったことを農林水産課で確認したので、この議案にある内容を確認したので農業委員会の方で更に諮ってください、農業委員会の方で何を諮るかという、例えば個別の土地について、この土地については問題があつて借りたりすることはできないのではないかと、期間についてはあまりないのですが、例えば分かりやすく言えば農地の状況であつたり、借りる人が全部耕しているということが前提だけでも、耕作放棄地をいっぱい持っているよとか、そういった内容をここで確認ということになるんだろうと思います。確認して問題がなければ、新居浜市と中間管理機構が決定したものを追認するという形ですね。

村上委員

そんなのも含めて農林水産課が確認しているのではないですか。

藤田会長

前段は農林水産課が確認をしたうえで上がってきている。

塩見委員

確認したうえで上がってきて、それでもなお難しいところがあればということですか。

藤田会長

農業委員として何か地域のことで問題がないか、ちゃんと耕作をできるのかなどをここで確認してくださいと、全て何もなければ農業委員会として決議するというようになりませう。

松本農地係長

事前に議案はお配りしておりますので、中間管理というのが年に2、3回上がってくると思うので、また、上がってきた時に今のような視点で見てもらったらいいのかなというように思います。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「令和4年第1号農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画(案)について」を原案のとおり決定させていただきます。

6 ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。
事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、1番から3番までの3件でございます。7ページを御覧ください。

まず、1番、萩生字旦之上、田1筆、面積196平方メートル、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人は、現在、約1町5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、進入路及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われます。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

次に、2番、阿島四丁目、畑2筆、面積598平方メートル、譲受人は(3-2)さんです。

譲受人は、現在、約1町1反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、現在一部耕作されておりませんが耕起のうえ、引き続き畑として利用されることから、周辺への影響についてはないものと思われます。

なお、許可後は、たまねぎの栽培を予定しております。

8ページをお開きください。

3番、萩生字本郷、田2筆、面積1,285平方メートル、譲受人は(3-3)さんです。

譲受人は、現在、約7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。なお、許可後は稲作を予定しております。

以上1番から3番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、1番は竹林 義孝委員から、2番は寺尾 俊行委員から、3番は土岐 若水委員から、それぞれ報告をいただきます。まず竹林委員お願いたします。

竹林委員

11月28日に現地調査をいたしました。申請地は東西に農道水路等が整備されており現況は休耕地ではありましたが草刈り等の管理はできており、耕起すればいつでも作付けが可能な状態であります。譲受人は自作地を約1町、借入地を約5反余り作付けしておりますが、耕作への意欲がありまして今回、季節野菜の作付けを予定とのことでした。また、取得後の地域への影響も特段ないと思われまますので許可しても支障はないと思われまますので御審議のほどよろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。次に寺尾委員お願いたします。

寺尾委員

それでは、(3-2)さんの報告をいたします。12月初旬に現地の確認をいたしました。現地の状況は耕起、水路等の整備を順次行っている状況です。一部の畑については、玉ねぎの苗が植わっております。周辺農地との調和要件等々については特に問題はないかと思われまます。現に(3-2)さんについては土居町からですね、元々この土地は(3-2)さんの親戚の土地でありまして、親戚が九州へ行った時に(3-2)さんが譲り受けております。本人は常時とはいかんにしても、大体の日は現地に寝泊まりしております。

今後は、息子さんがその土地を引き継いで耕作等を行なう予定と聞いております。息子さんも機械等々は得意であるみたいなので順次整備して耕作されるものと推測いたします。

現地を見た状況は以上のように地域との調和要件も整っており特に問題はないので許可しても支障はないと思われま
す。以上です。

藤田会長
土岐委員

ありがとうございました。次に土岐委員お願いします。

譲受人の（3－3）さん、この方は元々萩生西地区で生まれまして、こちらには親と祖父母が同居しております。そう
いったところで本件の土地が譲渡人の方が高齢化にもなり、
耕作をしてもらえないだろうかということで既にその土地
は耕作しております。また、隣接地は祖父母の土地でもあります。そんな関係で、水利の関係とか、地域での調和、そう
いったことは問題なく行われるのではないかと感じており
ます。本人の住所が西連寺ということになっておりますが、
そういった事情で耕作機械とかそういった物は祖父母の倉
庫の方にあるものを一緒に使う予定であるということでご
ざいます。そういったことで本件を承認してもいいのではないかと考えております。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から3番までについて
質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょ
うか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有
権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。
9ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は農地法第4条第1項の規定による農地転用
の申請で、申請件数は1件です。

10ページをお開きください。

1番、萩生字治良丸、田1筆、申請人は（4－1）さん。内容
は農家住宅の宅地拡張、一体利用地として、宅地726.51

平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。11ページを御覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は20件です。

12ページをお開きください。

1番、八幡一丁目、田1筆、譲受人は(5-1)さん。内容は建売住宅3戸188.79平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

2番、沢津町二丁目、畑1筆、譲受人は(5-2)さん。内容は建売住宅3戸258.36平方メートル、一体利用地として、宅地641.28平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

3番、田の上四丁目、田1筆、譲受人は(5-3)さん外1名。内容は自己住宅97.5平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

13ページを御覧ください。

4番、八幡一丁目、田2筆、譲受人は(5-4)さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、農用地の除外があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

5番、大生院字喜来、田3筆、譲受人は(5-5)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

6番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は(5-6)さん。内容は賃貸共同住宅1棟282平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

7番、船木字池田、田1筆、譲受人は(5-7)さん。内容は建売住宅3戸165.18平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

8番、船木字高祖、田2筆、譲受人は(5-8)さん。内容は事務所併用住宅兼貸し店舗166.44平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

9番、瀬戸町、田1筆、譲受人は(5-9)さん。内容は賃貸共同住宅1棟313.68平方メートル、一体利用地として、宅地432.1平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

10番、西泉町、田1筆、譲受人は(5-10)さん。内容は建売住宅2戸113.28平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

11番、田の上三丁目、田2筆、譲受人は(5-11)さん。内容は自己住宅及び宅地進入路88.6平方メートル、農地

区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

12番、船木字道面、畑1筆、譲受人は(5-12)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

13番、大生院字本村、田1筆、譲受人は(5-13)さん。内容は自己住宅52.17平方メートル、一体利用地として、公衆用道路227平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

14番、船木字坂ノ下、畑3筆、譲受人は(5-14)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

15番、中村四丁目、畑2筆、譲受人は(5-15)さん。内容は賃貸共同住宅1棟236.3平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

16番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は(5-16)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

17番、大生院字岸影、畑1筆、譲受人は(5-17)さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

18番、萩生字本郷、田1筆及び畑2筆、譲受人は(5-18)さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

19番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は(5-19)さん。内容は建売住宅4戸208.68平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権

移転です。

20番、宇高町三丁目、田1筆、譲受人は(5-20)さん。内容は建売住宅4戸208.68平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は所有権移転です。

以上、1番から20番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から20番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、19ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時35分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「JAえひめ未来の産直市について

て」を議題といたします。なお、本日は、JAえひめ未来から担当の方をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

営農部直販店舗課 新居浜担当 村尾課長です。

それでは、よろしく申し上げます。

村尾課長

明けましておめでとうございます。私につきましては、あかがね市担当で15年、20年しておりましたが、昨年の12月に四季菜広場の方につきましては、西条の水都市方から森高店長が四季菜広場の店長に就任いたしまして、私につきましては、営農部の直販店舗課、裏の方でサポートする体制に変わっております。今後ともよろしく願いいたします。あかがね市の方につきましては、平成10年インショップコープえひめの方で始まりまして、こちらの方につきましては、週3回からの産直市が始まりまして、平成15年に四季菜広場、直営の店舗を開催いたしております。若干、目立たない場所で知らない消費者の方もおられますので、PR不足だったと否認ませんが、今後、新店長に変わりました売り方の変更をしながら販路の拡大を続けていきたいと思っております。しかしながら、産直市の方につきましてはこちらに実績がありますように、令和元年、2年、3年という形の分で実績を皆様の方にお配りしております。令和元年につきましては売り上げ総額の方が1億8,617万5,780円の分で四季菜広場、コープ、イオン、フジ等いろいろなところで産直が始まっております。こちらの方につきましては、若干、前年は2億円ありまして、1億8千万円まで落ち込んだ、また、令和2年につきましては2億1千万円まで売り上げを伸ばしたという形です。こちらの方につきましても出荷物、野菜がなかったらいけない感じの部分、産直市につきましては新鮮、安全安心の物を販売しておりますが、昨年の暮れの方に西条市の方で、鳥インフルエンザが発生しました。養鶏農家の方とお話

をさせてもらったのですが、そういう形になりますと半年間出荷できないから、半年後に頑張って卵を出荷しますと御挨拶においでいただきました。本当に、自分がどれだけ注意しておられても、そういう形の部分で外部的な要因で出荷できないという形になります。また、こちらの方で品物を揃える形で、（省略）さんに豆腐の方も納入をお願いしていたのですが、暮れの31日の朝方に火災がございまして（省略）さんの方についても大火災があつて豆腐の出荷ができないというようになっております。自分達では防げないということがどこで起きるか分からないので気を付けなければいけない、産直市の方につきましては、農薬の使用違反をいたしますと、どうしても出荷停止、過去に他の店舗で安全基準を上回った農薬を使った関係で残留農薬の検査で出荷ができなかったという事例の方がございます。それにつきまして、私たちについても安全安心を目標にしておりますので、農薬残留が一番怖いこととございます。あかがね市部会の出荷作業につきましては、栽培記録、栽培記録簿、農薬栽培の記録簿を提出していただきまして、安全、安心な農産物を出荷していただくように心がけて、日々農家さんにつきましては自分の農産物につきましては、いつ、どの農薬をしたかの記帳をお願いいたしまして、その分を提出していただいております。それで、消費者から問合せがあったら、この農家の方については、いついつ消毒しておりますと答えられる制度を作っております。100パーセントという形の分を目標にしておりますが、若干、今集まっていない方もございますので、農薬栽培記録簿の提出については100パーセント出していたくという考えで努力しております。消費者の方につきましては、無農薬でも構わないという消費者の方もおられます。しかしながら、今現状につきましては、スーパーで産直市で売られて、虫食いの品物を出して農薬を使用

しておりませんと表示していても、やっぱりそれを希望する方がいても2割、3割しかございません。あと、7割の消費者の方につきましては、綺麗な品物、新鮮な品物を購入するのが希望だという考えなもので、穴が空いているという形の分については売れ残るのは若干ございます。それではどうしたら売れるかという、必要最低限の農薬を散布して、綺麗な品物をやらなくてはいけない、農薬をいかに使用しないで、いい野菜を出せるか、それにつきましてはどうしても現状ではハウスの方で防虫ネットを張って農薬の散布回数を減らして出荷しなくてはいけないという感じの部分がございます。そういうことにつきましては全農家にハウスを作って、栽培をして出荷をするということは不可能でございます。それでしたら、農薬基準に合った農薬を最低限に散布して綺麗な品物を出荷する、販売するまた、今、イオンの方でコープの方で実行しております朝採れ野菜、違った出荷物をして売るという形もあるので、それについては朝採りと、夕方に採って次の日に出荷しているのとでは鮮度が違いますので、朝採りして出荷するのは大きな手段でございますので、そういうコーナーをどんどん増やしていきたいという感じで私達も考えておりますので皆様にも協力をいただくという形の分でございます。しかしながら、令和2年につきましては2億円ございましたけれども、インショップ、イオンの実績を見ていただきましたら令和元年、前年比97パーセント、令和2年につきましては前年比88パーセント、令和3年につきましては86パーセントでイオンの出荷物の方は若干落ち込んでおります。こちらの大きな原因としては、昨年からコロナの関係で大きいスーパーの方については消費者が足を運ばなかったというのが若干あります。外的な要因、コープや四季菜広場については伸びたというのは外食が減って自分のところで調理して食べていきたいということ

で、コープの方は100パーセント、四季菜広場については、去年は128パーセント、今年は120パーセント、直売所の方に足を運んでもらっている関係がござい
ます。しかしながら、四季菜広場の方につきましては若干出荷物が少なく、どうしてもお客様に來客いただいても品物がないということで失望されて帰られる方がござ
いました。しかしながら、去年の11月に西条市と合併
いたしましてえひめ未来になりまして、西条市からも品物が出て若干品物が集まってお客様を呼んだという形も
ございます。いかに、新居浜市の方の栽培を増やしてい
くかというのが私達の課題になっておりますので、今後
につきましては私の方が現場の方に回る、JAの職員の
指導員の方につきましては、現場に回る回数が減ったとい
う形が多々ございます。その関係で、今後につきましては
JAがいかに農家様の足元にお邪魔させていただきまし
て、農家様とお話をさせていただきまして、出荷物を増
やすということが大きな課題になっておりますので、皆
様の方につきましては指導員の方がタック活動というこ
とで、出向く営農と昔から言われております。それが実行
できてなかったのも、今からは実行できるような形で産
直市を伸ばしていくというのがJAの方針になっており
ますので、皆様の方に足を運んで出荷物を増やし、生産
力を増やし、また、それに乗って消費者を増やし産直市
という形で集客の方に努めていきたいと思っております。ど
うしても私の方につきましては、四季菜広場の方について
はあまり魅力のない売り場作り、それを改善してほしい
という言葉が多々ございますので、皆様の知恵をいろい
ろお借りしながら皆様と共に産直市の発展に努めていき
たいと思っておりますのでよろしくお願いたします。私の方
からは以上でございます。

藤田会長

ありがとうございました。今、村尾課長さんの方から
いろいろ御説明をいただきましたが、何かご質問等はご

ございませんか。はい、加藤委員。

加藤委員

四季菜広場の営業時間なのですが、16時くらいに終わりますよね、時間を延長する計画等はありませんか。それともう一点、西条市と合併されて、今日出荷されましたよという日付がなくなりましたよね。その理由を教えてくださいいただけますか。

村尾課長

時間延長につきましては、内部の方でも声が上がっております。今現状におきまして、出荷物の方につきまして夕方の方の集客日数の方法、水都市とみのりちゃんの方の調査をしております。それで、水都市の方につきましては18時半、みのりちゃんについては18時の形で、それに合わせて16時以降の集客、販売件数の調査をしております。集客と労働時間、どちらが効果があるか調査をしておりますので、内部検討はしておりますので、それが、実現できるかどうかというのは検討中でございます。もう少し待っていただけたらと思います。それと、日付の関係の方につきまして、どうしても四季菜広場の方につきまして、日付を出しておいて2、3日の分で品物を出してもいいということにしていたのですが、西条と水都市の方につきまして水都市の出荷物については毎日出荷して、毎日引き上げるという形で日付がないという、新居浜の方についても出荷してその日に1回撤去すると、鮮度管理をしようということになりまして日付をなくして、いい出荷物をする、日付をして以前は2日くらいそのままの生産者の方もいらっしゃいまして、それを止めて朝出荷したら、夕方にはいったん引き上げるということにさせていただいて、再度出荷物の点検をしてもらって出荷していただくという形で、こちらの方につきましても今でも、日付を付けた方がいいという意見と、日付を無くした方がいいという意見と半々でしたが、役員会の方に諮りまして、いい品物を出そうではないか、そしたら野菜の方についてはその日のうちに売り切る

う、売れ残った物については引き上げて自分のところでチェックして再度出荷しようではないかと、相談した結果日付を無くすという形にしております。日付の方は自分で付けて管理をしても構いませんということで、付けている人と付けていない人と半々ありますので、加藤委員さんから指摘がありましたように、日付を付けた方がいいという声も多々聞きます。再度、役員会で検討したのですが1年間はこれでいこうと、この前、役員会で決めて直ぐに日付を無くした、また日付を付けたとなると、どうしても生産者の方については迷うこともありますので、1年間はこれで行って、1年後に再度検討するという事になっております。それと、合併の際の協定事項の関係で西条の水都市の店舗の改装をしております。西条の水都市につきましては、改装工事を行って今年の4月に新規オープンということで工事をしております。また、旧J A新居浜市管内につきましては、本館工事の方の改修工事を先に改修いたしまして、その後に新規の直売所の方の開設を検討しておりますので、もう少し新居浜の新店舗の方については設計段階までいってない、どこの場所に直売所を作るか検討事項に入る段階でございますので、皆様にいつできますという確約はできませんけど、そういうことについては検討段階に入っていることだけお伝えしておきます。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

今、村尾課長さんからいろいろ御説明いただきましたように、そういった中で加藤委員さんからも改善すればという指摘もありましたが、いろいろ検討して検証結果によって皆様のところに戻ってくる。今の説明の中で、今の四季菜広場の場所について直販所について、まずは合併して今の本館を建て替えると、その後、新居浜市の直売所についてもどういったことにしていくかいろいろ

な事を検討していきますということで、いずれにいたしましても、出荷物の安定供給ができるように多くの方々をお願いして理解を求めてそういった方を増やしていきたいと、栽培方針についても営農ということで更に取り組んでいきたいということでございますので、皆様方、関係される方々にも旧新居浜市もやりますということで、多くの方に働きかけていただけたらと思います。これで、農政についての事項を終わりたいと、それについていろいろ御説明いただきましたが村尾課長に御礼を申しあげます。ありがとうございました。

後もう一点、人農地プランの実質化に向けて農林水産課の方から連絡があります。

農林水産課

山口主事

農林水産課の山口です。人・農地プランの実質化に係る話合いの実施についてと書いてある資料をお手元にお配りさせていただいていると思うのですがけれども、新居浜市は10地区あって、船木地区と神郷地区については実質化が完了しているので残り8地区について御案内させていただいているのですがけれども、別紙日程表のとおり開催したいと思っております。日程と会場の都合上、角野・泉川と垣生・多喜浜、中萩・大生院地区については、同日に同じ会場で開催させていただきます。委員の皆様にはなるべく御出席いただきたいと思っております。日程が合わなくて出席ができないという方がいらっしゃいましたら農業委員会の谷口さんの方まで出席ができない旨をお伝えしていただけたらと思います。参考に、2枚目ですが案内する農家さんの一覧をお付けしておりますので、皆様当日は御出席の方をお願いいたします。以上です。

藤田会長

今、人農地プランの実質化に向けての御説明がありました。先ほども言いましたように、船木と神郷は以前に終わったということで、前回のお話でもなかなか集まりも悪いと聞いておりますが、今、農林水産課の方でこのような日

程で実質化に向けての話し合いということでございますので、こちらにおいでの方は日程の中で会場の方へご出席していただいているいろいろな意見を聞いたり、述べたりしていただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

谷口農政係長

本日お配りしている農業委員会研修テキストシリーズ2農地法というのをお配りしているのですが、中身が若干新しくなっているのでお配りしております。また、見ておいてください。お願いします。

藤田会長

以上をもちまして、第19回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員